

障がい者差別に関する相談事例の取扱いについて

1 相談事例を取り扱う際の会議の公開・非公開について

(令和2年度第1回協議会での意見)「議論した内容を議事録として公開するか
ということについては、事務局で整理していただきたい。」

相談者

- 障がい者差別解消条例第8条に基づいて「特定相談」を受ける。
- 市は特定相談を受けたら、必要に応じて

障害福祉課

調査を行う。

解決 (対応終了)

解決しない (申立て)

障がい者差別解消支援地域協議会

- 「特定相談」として、年2回の協議会で報告する。
- ① 会議は公開する。
- ② 会議資料及び要点録を公式HPに掲載する。

※ 上記の①、②については事前に相談者に同意を得る。

※ 相談者から、協議会に報告しても良いが傍聴人には公開しないしてほしいという希望があった場合等は、公開しないこととする(条例施行規則第14条第5項に基づき、協議会の議決が必要)。

市長

- 相談者は、障がい者差別解消条例第9条に基づき「差別対象事案」として申立てできる。
- 市長は、助言・あっせんの要否や内容をについて、協議会に意見を求める。

障がい者差別解消支援地域協議会

- 会議は非公開とする。
- 年2回の協議会日程とタイミングが合わない場合は臨時で開催する。
- 年2回の協議会にあわせて実施する場合は、この事案について協議する間、傍聴人に退室していただく。

2 市が協議会に共有する相談の内容について

(令和2年度第1回協議会での意見)「障がい者側の話をもう少し細かく書いていただくことで、障がい者の立場から意見をしやすくなる。」⇔「協議会で共有する情報が詳しくすぎると、個人が特定されるリスクもある。」

- ホームページ等で外部に公開される会議資料とは別に、市が相談内容の詳細(個人情報を除く)を記録した相談受付票(条例施行規則第1号様式)を、参考資料として当日机上配布する。なお、協議会委員には、条例第13条第5条に基づく守秘義務があるが、傍聴人には適用されないため、傍聴人に参考資料は配布しない。協議会委員について、相談事例について協議するときは個人が特定される情報について配慮すること。

3 相談事例に関して協議会で議論する内容について

(1) 市の対応について

(令和2年度第1回協議会での意見)「相談にリアルタイムで関わられるように、この協議会を何チームかに分けて、市の職員が直接相談できるような仕組みを作れると良い。相談者も事業者も納得感を得られる対応をするべき。」

- ① 速やかに対応が必要な相談
事務局が委員から助言をいただく必要があると判断した場合に、特定の委員へ相談をさせていただく。(全体に意見照会をして取りまとめるのは短期間で行うことが困難なため、当該相談に関わる分野に精通する委員に連絡をする等、個別に相談をさせていただく。)
- ② 時間をかけて対応できる相談
委員全体へメールで共有し、一定期間を設けて意見照会を行う。
- ③ 受け付けた電話等で即刻対応が終了した相談
相談者がその後の対応を求めていない場合は、その時点で対応終了となる。受け付けた相談事例は協議会で報告をする。(市の職員に対する苦情など、市役所内部で確認をとって対応できるような相談も③に含む。)
- ※ ①、②についても、協議会で改めて報告・共有する。

(2) 相談事例を踏まえた今後の取組・施策について

(令和2年度第1回協議会での意見)「相談事例を取り上げて障がい者の声を聴くことから議論をはじめ、市としてどのような施策をやっていけるのか、具体的な提案を協議会の結論として出せると意義がある。」

- 事務局が相談事例を踏まえた今後の取組・施策についての案を作成し、障がい当事者による会議の場である権利擁護専門部会等での意見も踏まえて検討した内容を、差別解消支援地域協議会において協議していただき、取組・施策を決定していく。